

魚津市告示第48号

公営費用納付額についての一部改正について
 公営費用納付額について（平成28年魚津市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

本則の表中「

魚津市大町コミュニティセンター	大ホール	206	魚津市コミュニティセンター条例（令和2年魚津市条例第1号）別表第1に掲げる額	
魚津市村木コミュニティセンター	体育館	750		
魚津市上野方コミュニティセンター	2階研修室	102		
魚津市片貝コミュニティセンター	体育館	539		

」を「

魚津市大町コミュニティセンター	大ホール	206	魚津市コミュニティセンター条例（令和2年魚津市条例第1号）別表第1に掲げる額	
魚津市村木コミュニティセンター	1階多目的ホール	90		
	体育館	750		
魚津市上野方コミュニティセンター	2階研修室	102		
魚津市片貝コミュニティセンター	1階研修室	117		
	体育館	539		

--	--	--	--

」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。